

地質分析（濃度）結果証明書

2019年10月24日

株式会社金子コンクリート 様

発行番号 C 19J0059 -1
 分析機関名 株式会社オオスミ
 代表者 代表取締役 大角 武志
 所在地 神奈川県横浜市瀬谷区五貫目町20-17
 電話番号 045(924)1050(代表)
 計量証明事業者の登録番号 神奈川 濃度第18号
 環境計量士 小谷 智樹

2019年10月16日 に依頼のあった検体について、溶出試験については平成3年環境庁告示第46号付表、含有量試験については平成15年環境省告示第19号付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。

(検体区分 第 C 19J0059 -1 号)

	計量の対象	単位	測定値	定量 下限値	基準値	測定方法	
溶出試験	カドミウム	mg/l	0.001未満	0.001	0.01	日本産業規格 K0102(2019) 55.4	
	全シアン	mg/l	不検出 (0.1未満)	0.1	不検出	日本産業規格 K0102(2019) 38.1.2及び38.3	
	有機燐	mg/l	不検出 (0.1未満)	0.1	不検出	昭和49年 環境庁告示第64号付表 1	
	鉛	mg/l	0.005未満	0.005	0.01	日本産業規格 K0102(2019) 54.4	
	六価クロム	mg/l	—	0.005	0.05	日本産業規格 K0102(2019) 65.2.1	
	砒素	mg/l	0.001未満	0.001	0.01	日本産業規格 K0102(2019) 61.4	
	総水銀	mg/l	0.0005未満	0.0005	0.0005	昭和46年 環境庁告示 第59号付表2	
	アルキル水銀	mg/l	不検出 (0.0005未満)	0.0005	不検出	昭和46年 環境庁告示 第59号付表3	
	ポリ塩化ビフェニル	mg/l	不検出 (0.0005未満)	0.0005	不検出	昭和46年 環境庁告示 第59号付表4	
	ジクロロメタン	mg/l	0.002未満	0.002	0.02	日本産業規格 K0125(2016) 5.2.1	
	四塩化炭素	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.002	日本産業規格 K0125(2016) 5.2.1	
	クロロエチレン	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.002	平成9年 環境庁告示 第10号付表第2	
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.0004未満	0.0004	0.004	日本産業規格 K0125(2016) 5.2.1	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.002未満	0.002	0.1	日本産業規格 K0125(2016) 5.2.1	
	1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.004未満	0.004	0.04	日本産業規格 K0125(2016) 5.2.1	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.001未満	0.001	1	日本産業規格 K0125(2016) 5.2.1	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.0006未満	0.0006	0.006	日本産業規格 K0125(2016) 5.2.1	
	トリクロロエチレン	mg/l	0.003未満	0.003	0.03	日本産業規格 K0125(2016) 5.2.1	
	テトラクロロエチレン	mg/l	0.001未満	0.001	0.01	日本産業規格 K0125(2016) 5.2.1	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.002	日本産業規格 K0125(2016) 5.2.1	
	チウラム	mg/l	0.0006未満	0.0006	0.006	昭和46年 環境庁告示 第59号付表5	
	シマジン	mg/l	0.0003未満	0.0003	0.003	昭和46年 環境庁告示 第59号付表6の第1	
	チオベンカルブ	mg/l	0.002未満	0.002	0.02	昭和46年 環境庁告示 第59号付表6の第1	
	ベンゼン	mg/l	0.001未満	0.001	0.01	日本産業規格 K0125(2016) 5.2.1	
	セレン	mg/l	0.0010	0.001	0.01	日本産業規格 K0102(2019) 67.4	
ふっ素	mg/l	0.11	0.1	0.8	日本産業規格 K0102(2019) 34.4		
ほう素	mg/l	0.2未満	0.2	1	日本産業規格 K0102(2019) 47.3		
1,4-ジオキサン	mg/l	0.005未満	0.005	0.05	昭和46年 環境庁告示 第59号付表8の第3		
含有量試験	砒素(農用地)	mg/kg	—	0.5	15	昭和50年 総令第31号 第1条第3項及び第2条	
	銅(農用地)	mg/kg	—	0.25	125	昭和47年 総令第66号 第1条第3項及び第2条	
	水銀及びその化合物	mg/kg	0.5未満	0.5	15	昭和46年 環境庁告示第59号付表2	
	カドミウム及びその化合物	mg/kg	1未満	1	150	日本産業規格 K0102(2019) 55.1	
	鉛及びその化合物	mg/kg	15	5	150	日本産業規格 K0102(2019) 54.1	
	砒素及びその化合物	mg/kg	5.3	5	150	日本産業規格 K0102(2019) 61.2	
	六価クロム化合物	mg/kg	5未満	5	250	日本産業規格 K0102(2019) 65.2.1	
	ふっ素及びその化合物	mg/kg	150	100	4000	日本産業規格 K0102(2019) 34.4	
	ほう素及びその化合物	mg/kg	50未満	50	4000	日本産業規格 K0102(2019) 47.3	
	セレン及びその化合物	mg/kg	1未満	1	150	日本産業規格 K0102(2019) 67.2	
シアン化合物	mg/kg	1未満	1	50	日本産業規格 K0102(2019) 38.3		
検体の性状		形状	シルト状	色	灰色	におい	微沼沢臭

備考 発生場所 : --- 工事名: ---
 発生事業者名: 株式会社金子コンクリート 試料名: スラモル(高流動埋戻し材)

*計量証明の事業の工程の一部を外部に行なわせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地: ---